

## 11 事業者の責務

事業活動に伴う汚水又は廃液を公共用水域へ排出又は地下へ浸透させるすべての事業者は、その状況を把握するとともに、水質汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにならなければなりません。(法第 14 条の 4)

## 12 その他

### (1) 報告徴収及び立ち入り検査

都道府県知事(名古屋市にあっては市長)は、排出水を排出する者に対し、特定施設の状況や汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、特定事業場の立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができるとされています。(法第 22 条)

### (2) 水質汚濁状況の監視

都道府県知事(名古屋市にあっては市長)は、公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況の監視を常時行うことを義務付けられています。(法第 15 条)

また、公共用水域及び地下水の水質測定が統一的・総合的に行われるよう、毎年測定項目・測定地点・測定方法等について測定計画を作成し、その計画による測定結果を公表することとされています。(法第 16 条及び第 17 条)

### (3) 生活排水対策の推進

生活排水による公共用水域の汚濁の防止を図るための国および地方公共団体の責務、国民の責務を明らかにし、重点地域の指定、推進計画の推進などについて定めています。(法第 14 条の 5～第 14 条の 11)

### (4) 事務の委任

都道府県知事の権限に属する事務のうち、届出の受理、計画変更命令等に関する事務は、政令市(愛知県にあっては名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市)の長に委任されています。(法第 28 条)